

広野町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月
広 野 町

目次

はじめに	1
第1部 計画策定の趣旨・位置付け	2
第1章 計画策定の趣旨	2
第1節 感染症危機を取り巻く状況	2
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	3
第2章 計画の位置付け	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	5
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
第3節 対策の時期区分	8
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	9
第5節 対策推進のための役割分担及び町組織体制	13
第6節 町行動計画の実効性を確保するための取組等	19
第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点	20
第1節 町行動計画における対策項目	20
第2節 町、国、県及び関係機関の連携	20
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	21
第1章 実施体制	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	21
第3節 対応期	22
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	23
第3節 対応期	24
第3章 まん延防止	25
第1節 準備期	25
第2節 初動期	25
第3節 対応期	25

第4章 ワクチン	25
第1節 準備期	25
第2節 初動期	27
第3節 対応期	28
第5章 保健	29
第1節 準備期	29
第2節 対応期	30
第6章 物資	30
第1節 準備期	30
第2節 対応期	30
第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保	31
第1節 準備期	31
第2節 初動期	32
第3節 対応期	32

はじめに

近年、気候変動等による環境変化、開発の進展による都市化及び人口密度の増加等により、未知の感染症と接触する機会が増加しています。さらに、国際交流の進展、人や物の移動の高速化・大量化により、未知の感染症が発生した場合には、短期間で広範囲に拡散するおそれが大きくなってきています。

令和元年（２０１９年）１２月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生後、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和２年（２０２０年）１月に日本国内で最初の感染者が確認されて以降、本町でも感染の拡大、縮小を長期間にわたって繰り返し、行政のみならず、医療機関、関係団体及び事業者等が困難な判断・対応を余儀なくされるとともに、多くの町民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなりました。

この新型コロナへの対応を通じて、未曾有の感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康への大きな脅威となるだけでなく、経済、社会生活を始めとする町民生活の安定にも大きな影響を及ぼすものであることが明らかとなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国及び福島県（以下、県という。）、そして本町の危機管理における重大な問題として、社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにしました。

感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではありません。次なる感染症危機に備え、平時から感染症危機に対応できる体制を整備し、それを維持していくことが重要です。

国は、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和６年（２０２４年）７月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を、県は、令和７年（２０２５年）３月、「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を全面改定しました。

これに伴い、本町においても、感染症危機の発生時において迅速かつ的確な対応に向けた準備を計画的に進めるため、県及び学識経験者等からの意見も踏まえ、「広野町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「町行動計画」という。）を改定するものです。

次なる感染症危機に備え、国、県及び関係機関との緊密な連携を図りながら、町行動計画等の実効性を高め、感染症危機への対応力の向上に取り組んでいきます。

第 1 部 計画策定の趣旨・位置付け

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）及びジカウイルス感染症等の感染拡大が発生している。

とりわけ新型コロナは、令和元年（2019年）12月末に中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生した後、世界中に感染が拡大し、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こした。本町においても感染の拡大、縮小を繰り返しながら、長期間にわたり町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活、社会経済に大きな影響を及ぼした。

感染症危機は新型コロナで終わるものではなく、新型インフルエンザ等の新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、人獣共通感染症について、ヒト、動物及び環境の分野横断的な課題解決に取り組むワンヘルス・アプローチや、既知の感染症であっても特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）への対策等の推進も重要な観点である。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異

等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国の危機管理として対応する必要があり、本町の危機管理としても重大な問題である。

第２節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

（１）政府行動計画の作成・改定

国は、平成１７年（２００５年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、平成２１年（２００９年）の新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）対応の教訓等を踏まえ、平成２４年（２０１２年）４月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下、「特措法」という。）が制定されたことに伴い、平成２５年（２０１３年）年６月、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す政府行動計画を作成した。

令和元年（２０１９年）１２月以降の新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、令和６年（２０２４年）７月、政府行動計画を全面改定した。

（２）県行動計画の作成・改定

県においても、国の計画策定の動きを踏まえ、平成１７年（２００５年）１２月に「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した後、平成２５年（２０１３年）年１２月には、特措法に基づき県行動計画を作成した。

令和元年（２０１９年）１２月以降の新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、令和７年（２０２５年）３月、県行動計画を全面改定した。

（３）町行動計画の作成・改定

本町においても、国の計画策定の動きを踏まえ、平成２７年（２０１５年）年５月に、特措法に基づき町行動計画を作成した。

新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画及び県行動計画の改定に伴い、今回、町行動計画を見直し、次なる感染症危機に備えるものである。

第2章 計画の位置付け

町行動計画は、特措法第8条に基づき、県行動計画の内容を踏まえて、町内の新型インフルエンザ等対策の実施に関して定めるものである。

(1) 町行動計画で定める事項

- ① 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ② 新型インフルエンザ等に関する情報の町民及び事業者等への適切な方法による提供
- ③ 町民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ④ 生活環境の保全その他の町民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

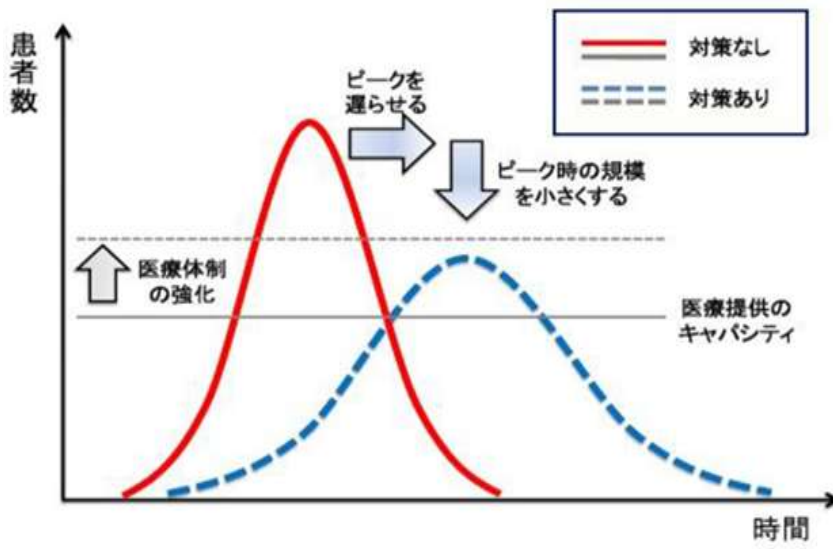
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、さらには県内、町内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命、健康、町民生活及び社会経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備及びワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数及び死亡者数を減らす。
- (2) 町民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・ 町民生活及び社会経済の安定を確保する。
 - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成及び実施等により、医療提供の業務又は町民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の概念図＞



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザ及び新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえつつ、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な状況で幅広く対応できるよう、以下の（１）から（４）までの考え方により、対策の選択肢を示すものとする。

- （１） 特定の感染症及び過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- （２） 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- （３） 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制及び医療提供体制の整備、ワクチン及び治療薬の普及等の状況の変化、社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- （４） 病原体の変異による病原性、感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化についても想定する。

また、科学的知見及び国の対策等を踏まえ、本町の地理的な条件、人口

分布、少子高齢化、交通機関等の社会状況、医療提供体制等も考慮しつつ各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて戦略を確立する。（具体的な対策については、第3部において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、実行可能性、対策そのものが町民生活及び社会経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請及び各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチン及び治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者及び町民一人一人が、感染予防、感染拡大防止のための適切な行動及び備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いや咳エチケット、場面に応じたマスク着用等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチン及び治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 対策の時期区分

(1) 対策の時期区分

「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定める。

【準備期】

- 新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）
 - ・ 地域における医療提供体制の整備、町民に対する啓発及び町・県・企業等による事業継続計画等の策定、DXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検及び改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

【初動期】

- 国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期
 - ・ 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階において、初動対応の体制への切り替えを行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

【対応期】

- 基本的対処方針に基づく対策を講ずる時期
 - ・ 対応期の中でも以下のアからエの時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講ずるものとする。
- ア 封じ込めを念頭に対応する時期
 - ・ 国内・県内・町内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、まずは封じ込めを念頭に対応する。
 - ・ 患者の入院措置、抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛及びその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請及び施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- イ 病原体の性状等に応じて対応する時期
 - ・ 国内・県内・町内で感染が拡大し、感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基

づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

- ・ 対策の検討に当たっては、病原性及び感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、各対策項目の具体的な内容を定めるとともに、複数の感染の波への対応及び対策の長期化、病原性及び感染性の変化の可能性を考慮する。
- ・ 感染、重症化しやすいグループが特に子ども、若者及び高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備及び介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

ウ ワクチン及び治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ 科学的知見の集積、検査体制、医療提供体制の整備、ワクチン及び治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ・ ワクチン及び治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性、感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町、国、県又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時及びその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）平時の備えの整理及び拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからカまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練等により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

- ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
初動対応については、未知の感染症が発生した場合及び新型インフルエンザ等が国内・県内・町内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。
- ウ 関係者及び町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善
感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者及び町民等に持ってもらうとともに、次なる感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。
- エ リスクコミュニケーション等の備え
有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。
- オ 高齢者施設及び障がい者施設等の社会福祉施設における対応
感染症危機における高齢者施設及び障がい者施設等の社会福祉施設において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。
- カ 負担軽減及び情報の有効活用、国・県・町の連携等のための DX の推進や人材育成等
保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国・県・町の円滑な連携等を図るための DX の推進及び人材育成等の取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからエまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

- ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え
対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状及び感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき

対応するため、平時から情報収集・分析の体制整備を進める。

イ 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には感染症予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民及び事業者を含め、町民生活及び社会経済等に与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制、医療提供体制の整備、ワクチン及び治療薬の普及等の状況の変化、社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について、国のガイドライン等を踏まえ、可能な範囲で事前に検討を行う。

エ 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症及び感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等及び事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

(3) 基本的人権の尊重

国、県及び町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。特措法による要請及び行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとともに、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者及びその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、また、新

型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意し、町民の安心の確保を図り、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、町対策本部を中心として、国及び県と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、町は県に対し必要に応じて、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下において災害対応が必要となる事態についても想定し、平時から防災備蓄及び医療提供体制の強化、町を中心とした避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有など、県との連携体制の整備等に取り組む。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、国及び県と連携し、災害の発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化及び自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(6) 記録の作成や保存

町及び県は、それぞれの対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担及び町組織体制

(1) 対策推進のための役割分担

① 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、町及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHO等の国際機関及び諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとともに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、それに係る国際協力の推進に努める。

こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬及び治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

また、国民及び事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症及び感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

② 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保及びまん延防止のための対応など、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定及び民間検査機関等との検査等措置協定の締結により、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制を確保するとともに、保健所及び衛生研究所における対応体制について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、必要な感染症対策を実行する。

こうした取組を進めるに当たっては、保健所設置市及び感染症指定医療機関等で構成される連携協議会等を通じ、取組状況の進捗確認を行うとともに、感染症予防計画、医療計画及び県行動計画の見直しについて協議を行う。

③ 町の役割

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種、町民の生活支援及び新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関

し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県及び近隣の市町村と緊密な連携を図る。

④ 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練及びN95マスク等の個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定を進めるとともに、連携協議会等の活用により、関係機関との連携を図ることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

⑤ 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

⑥ 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施及び重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

⑦ 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスク及び消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

⑧ 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報及び発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスク及び消毒薬等の衛生用品、食料品及び生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

（２）町組織体制

新型インフルエンザの発生・流行に伴い、町民の健康被害及び社会的・経済的被害が予想されることから、町は発生段階に応じて以下の組織を中心に新型インフルエンザへの対応体制を確立する。

① 広野町新型インフルエンザ等対策連絡会

県内での新型インフルエンザの発生が確認された場合、必要な対策を迅速に実施するために、町長は、広野町新型インフルエンザ対策連絡会を設置し、必要に応じて会議を開催する。

（ア）構成

- ・ 会 長：町長
- ・ 副会長：副町長、教育長
- ・ 構成員：各課の課長、教育次長、議会事務局長、会計管理者
- ・ 事務局：健康福祉課

（イ）所管事項

- ・ 庁内における新型インフルエンザ等の情報の共有化を図るとともに、町民に対し円滑な情報提供を行う
- ・ 新型インフルエンザ等対策の初動体制の準備及び確認を行う
- ・ 必要に応じて広野町新型インフルエンザ対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める
- ・ 必要に応じて準備期における対策に基づき必要な人員体制の強化が可能となるよう対応を進める

② 広野町新型インフルエンザ等対策本部

特措法に基づき、政府が緊急事態宣言を発出した場合、町長は、特措法第34条に基づき、直ちに広野町新型インフルエンザ対策本部を設置し、必要な対策を迅速かつ総合的に推進する。対策本部の本部長である町長は、広野町新型イ

ンフルエンザ等対策本部条例に基づき、必要に応じ、対策本部の会議を招集するとともに部を設置する。

(ア) 構成

- ・ 本 部 長：町長
- ・ 副本部長：副町長、教育長、消防団長
- ・ 本 部 員：各課の課長、教育次長、議会事務局長、会計管理者
- ・ 事 務 局：健康福祉課

(イ) 所管事項

- ・ 新型インフルエンザ等の発生動向を把握する
- ・ 町内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策を実施する
- ・ 国、県及び関係機関との連絡調整を行う
- ・ 国及び県からの不要不急の外出自粛、学校等の施設及び興行場等の使用制限、各種催物の開催制限等の要請に対し協力する（町民等に対する協力を要請する）
- ・ 必要に応じて、県対策本部に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する

③ 新型インフルエンザ等対策における課の役割

担当課	役割
各課共通	1 社会機能の維持に関する所管関係事業者の支援に関すること 2 所管関係事業者に対する事業活動自粛に関すること 3 所管する会議、イベント等の自粛に関すること 4 所管する施設の利用に関すること
総務課	1 情報提供・共有（広報活動）に関すること 2 行政機能の維持（業務継続）及び職員の動員、並びに職員の健康管理（感染予防、まん延の防止）に関すること 3 町長（本部長）、副町長（副本部長）の秘書に関すること 4 対策に使用する資機材の調達に関すること 5 車両の管理等輸送対策に関すること 6 緊急対策予算措置に関すること 7 町営住宅の入居者に対する情報提供・共有（広報活動）及び感染予防・まん延防止の指導に関すること 8 その他本部長の指示する項目に関すること
政策企画課	1 公共交通機関に関すること

	2 企業に対する活動維持・復旧のための支援に関する事 3 食料品、生活必需品等の流通機能の維持に関する事 4 観光施設に対する情報提供及び施設管理者等からの情報収集に関する事 5 観光協会等各種団体に対する観光活動の自粛要請等に関する事 6 各課における国、県及び議会等に対する要望書に関する事 7 その他本部長の指示する項目に関する事
町民税務課	1 海外渡航者に対する情報提供に関する事 2 外国人に対する情報提供に関する事 3 その他本部長の指示する項目に関する事
健康福祉課	1 ボランティアに関する事 2 福祉関係団体との連絡調整に関する事 3 サーベイランス体制の協力に関する事 4 新型インフルエンザ等の一般相談窓口の設置に関する事 5 新型インフルエンザ等患者及び接触者の調査、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に関する事 6 新型インフルエンザワクチンの接種に関する事 7 医療施設に対する感染予防及びまん延防止の指導に関する事 8 福祉施設（こども園及び児童館を除く）に対する感染予防及びまん延防止の指導に関する事 9 国、県、近隣市町村及び関係機関との連絡調整に関する事 10 双葉郡医師会等の医療関係機関との連絡調整及び協力依頼に関する事 11 災害時要支援配慮者（障がい者、高齢者等）に対する情報提供・共有（広報活動）とその宿舎における感染予防及びまん延防止の指導に関する事 12 マスク、防護服等感染防止に関する事 13 各課における資料作成の総合調整に関する事 14 その他本部長の指示する項目に関する事
こども家庭課	1 感染予防策の普及啓発に関する事 2 災害時要支援配慮者（児童、妊産婦等）に関する情報提

	供・共有（広報活動）に関すること 3 こども園及び児童館における感染予防、まん延防止及び情報収集に関すること 4 その他本部長の指示する項目に関すること
農業振興課	1 農林水産物の安定供給に関すること 2 事業別組合等に対する事業活動の自粛要請に関すること 3 その他本部長の指示する項目に関すること
環境防災課	1 情報提供・共有（防災無線）に関すること 2 患者搬送体制等消防署との調整に関すること 3 警察署、自衛隊等との調整に関すること 4 廃棄物の処理に関すること 5 備蓄した食料品、生活必需品の配給に関すること 6 遺体の埋火葬・一時安置に関すること 7 火葬作業従事者の感染予防に関すること 8 ヘリポートの確保・運用に関すること 9 その他本部長の指示する項目に関すること
建設課	1 ライフライン（水道、下水道）に関すること 2 ライフライン（電気、ガス）に関すること 3 輸送路等道路交通の確保 4 その他本部長の指示する項目に関すること
出納室	1 出納機能の確保（現金及び物品の出納及び保管）に関すること 2 その他本部長の指示する項目に関すること
学校教育課	1 教育委員会における行政機能の維持（業務継続）及び職員の動員、並びに職員の健康管理（感染予防、まん延防止）に関すること 2 教育長（副本部長）の秘書に関すること 3 学校教育施設の活動自粛及び一時休校に関すること 4 教育機関における感染予防、まん延防止及び情報収集に関すること 5 情報提供・共有（広報活動）に関すること 6 その他本部長の指示する項目に関すること
生涯学習課	1 教育関係施設の活動自粛及び一時休館に関すること 2 情報提供・共有（広報活動）に関すること 3 その他本部長の指示する項目に関すること

議会事務局	1 他自治体議会からの調査等に関すること 2 その他本部長の指示する項目に関すること
-------	---

第6節 町行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) 定期的なフォローアップと必要な見直し

町行動計画に基づく対策等の取組状況について、客観的な数値や統計データ等の合理的根拠を活用した進捗管理に努め、定期的なフォローアップを行い、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

政府行動計画、県行動計画及び国のガイドライン等を見直し、定期的なフォローアップを通じた取組の改善、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、感染症予防計画及び医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する各計画の見直し状況等を踏まえ、適宜、町行動計画の見直しを行う。

町が行動計画の見直しを行うに当たっては、国及び県と連携し、行動計画の充実に資する情報提供など必要な支援を依頼する。

(2) 新型インフルエンザ等への備えに係る機運の醸成

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであることから、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナへの対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、町、県、医療機関、学校及び高齢者施設等が、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等に備える機運の醸成を図る。

第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目

政府行動計画と県行動計画を踏まえ、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

なお、各対策項目の基本理念と具体的な内容については、第3部の各章に記載する。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 町民の生活及び地域経済の安定の確保

第2節 町、国、県及び関係機関の連携

新型インフルエンザ等の対応に当たっては、国、県及び町が適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法及び特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止及び医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて行う。町は町民に最も近い行政単位として予防接種及び町民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析、町民等に対する適切な情報提供・共有など、新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、国、県、町及び関係機関の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。また、国と県・町が平時から意見交換を行い、対策の現場を担う県・町の意見を新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に適切に反映させるとともに、国と県・町等が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では県及び町の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、都道府県間の連携、都道府県と町との連携、保健所間の連携など、広域的な連携についても想定し、平時から連携体制やネットワークの構築に取り組むことが求められる。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(2) 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、町行動計画を作成・変更する。また、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる町職員等の養成等を行う。

(3) 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 町、国、県及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 町、国、県及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体及び関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ③ 町は新型インフルエンザ等対策における県への代行及び応援に関し事前に調整を行う。

第2節 初動期

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合及び県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、準備期における対策に基づき、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援に関する情報を収集し、予算の確保に取り組むとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

① 職員の派遣・応援への対応

(ア) 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

(イ) 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

② 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

(2) 緊急事態宣言がなされた場合の対応

町は、政府において緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、その区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(3) 町対策本部の廃止

町は、政府において新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

① 感染症に関する情報提供・共有

町は、県及び関係機関と連携し、保育施設、学校、職場、高齢者施設等に対する感染症及び公衆衛生対策について情報提供・共有を行う。

また、町は、保育施設及び学校等へ、子どもに対する感染症に関する情報提供・共有を行う。

② 偏見・差別等に関する啓発

町は、県と連携し、感染者及びその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、感染症対策の妨げになり得ることについて啓発を行う。

また、町は、感染症に関する正しい知識の普及・啓発、偏見・差別をなくすための人権教育の実施を行う。

③ 偽・誤情報に関する啓発

町は、県と連携し、科学的知見等に基づく情報提供を行い、偽・誤情報に関して啓発を行う。

④ 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

町は、県と連携し、高齢者、子ども、外国人及び視覚、聴覚等が不自由な方等への情報提供・共有を行う。

⑤ 双方向のコミュニケーションの体制整備及び取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。また、日本語能力が十分でない外国人及び視覚、聴覚等が不自由な方等への適切な配慮など相談体制の準備を進める。

第2節 初動期

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、県及び関係機関と連携し、情報提供・共有を行う。

また、町は、県と連携し、高齢者、子ども、外国人、視覚及び聴覚等が不自由な方等への情報提供・共有を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請に基づき、コールセンターの設置及び国が作成するQ&A等のホームページ掲載など、相談対応に必要な体制を整備するとともに

に、関係部署で情報を共有する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、県と連携し、偏見・差別や偽・誤情報を防止するための情報提供・共有を行う。

また、町は、国及び県等が設置する相談窓口の情報について周知し、町民等が正しい情報を入手できるよう対処する。

(4) 医療提供体制の確保に関する周知

町は、県と連携し、地域の医療提供体制及び医療機関への受診方法等について町民等に周知する。

第3節 対応期

以下の(1)から(3)の項目については、初動期に引き続き、適切に対応を行う。

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

【再掲：第2章 第2節】

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

【再掲：第2章 第2節】

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

【再掲：第2章 第2節】

(4) 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

町は、県と連携し、地域の医療提供体制、相談センター、受診先となる発熱外来の一覧及び医療機関への受診方法等について周知を行う。

(5) 子ども、若者及び高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

町は、県と連携し、病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく説明を行う。

(6) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の医療提供体制の周知

町は、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期において、発熱外来を直接受診する仕組みに変更することについて、県と協力し町民等への周知を行う。

(7) リスク評価に基づく情報収集・分析結果の情報提供・共有

町は、県と連携して、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施等に関する国の分析結果を町民等へ情報提供・共有を行う。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

(1) 町内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請も踏まえ、町内における新型インフルエンザ等のまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 町は、県と連携し、基本的な感染対策等の取組の推奨、病原体の性状に応じた感染対策徹底の呼び掛けを行う。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) ワクチンの供給体制

町は、ワクチンの流通に係る県と連携の方法及び役割分担について協議を行う。

また、町は、県と連携し、ワクチンの分配に係る速やかな体制の構築を行う。

(2) 基準に該当する事業者の登録等

町は、特定接種の対象となる事業者に対する登録作業に係る周知など、

国による事業者登録の取組に協力する

(3) 接種体制の構築

① 接種体制

町は、医療機関等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場及び資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

② 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の職員は、町が実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち町民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

③ 住民接種

町は、以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 町は、国等の協力を得ながら、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

（イ） 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ） 町は、速やかに接種できるよう、医療関係者及び学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制、接種の場所及び接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討し、平時から接種体制の構築を図るなど準備を進める。

(4) 情報提供

町は、ワクチン及び予防接種に係る有用性や安全性、接種体制等について国が提供する情報をもとに町民にわかり情報発信を行い、理解促進を図る。

(5) DX の推進

町は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化及び標準化など、国が進める DX を活用し、新型インフルエンザ等の発生により予防接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理を行えるよう、必要な準備を進める。

第2節 初動期

(1) 接種体制

① 予防接種に係る情報収集、提供・共有

町は、県と連携し、予防接種の実施に関する情報収集・共有を行う。

また、町は、予防接種に関する相談体制の整備及び町民への周知を行う。

② 接種体制の構築

町は、接種会場及び接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、国が大規模接種会場の設置及び職域接種の実施が必要と認める場合は、県と連携して必要な準備を行う。

第3節 対応期

(1) 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

また、町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことに伴い追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、県及び医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図る。

① 特定接種

地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

予防接種体制の構築

町は、国が決定した住民接種の順位に基づき町民等が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、国と連携して具体的な接種体制の準備を進める。

また、町は、原子力災害により町の区域外へ避難している者が円滑に予防接種できるよう、国、県及び避難先自治体と連携して対応する。

(2) 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(3) 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう医療機関等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(4) 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止することができ、かつ、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(5) 健康被害救済

町は、健康被害救済制度の周知及び迅速な救済への取組を行う。

(6) 情報提供・共有

町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、予防接種の意義、制度の仕組み等予防接種及びワクチンの理解を深めるために国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 人材の確保

町は、新型インフルエンザ等発生時における町から保健所への応援職員の派遣について、平時から県と協議し、感染症有事体制の人員確保へ取組む。

(2) 生活支援の準備

県からの要請に応じて、町は、県及び民間宿泊事業者と連携し、感染症有事において、自宅及び宿泊施設で療養する陽性者への食事の提供、宿泊施設の確保等ができるよう、感染症危機に備えた体制の整備に取り組む。

(3) 健康観察の準備

町は、県が健康観察の実施体制を整備する際、医療機関及び外部委託業者とともに協力する。

(4) 感染症に関する情報提供・共有

町は、県、国及び関係機関と連携し感染症対策等について啓発をする。【再掲：第2章 第1節】

第2節 対応期

(1) 有事体制における情報共有

町は、県と新型インフルエンザ等の発生状況等の情報を共有する。

(2) 健康観察及び生活支援

① 町は、県が実施する健康観察に協力する。

② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受け、県が実施する食事の提供等の、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供、又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

第2節 対応期

(1) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、県及び関係機関と協力し、新型インフルエンザ等緊急事態において、備蓄物資及び資材の不足した場合は融通等を行う。

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携及び庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続及び支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3) 物資及び資材の備蓄

① 町は、町行動計画に基づき、感染症対策物資等のほか、必要な物資及び資材等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 町は、町民及び事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスク及び消毒薬等の衛生用品、食料品及び生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(5) 火葬体制の構築

町は、火葬場の火葬能力、一時的な遺体安置場所について把握・検討し、火葬又は埋葬を円滑に行う体制の整備について、県に協力する。

第2節 初動期

(1) 事業継続に向けた準備等の要請

町は、事業者に対し、従業員への健康管理の徹底、感染が疑われる者への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワーク及び時差出勤等の推進等、感染拡大防止に必要な準備を行うよう要請する

(2) 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

(1) 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等の発生・まん延及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

② 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者及び障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

③ 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限及びその他長期間の学校の臨時休校の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保及び便乗値上げの防止等の要請を行う。

- (イ) 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- (ウ) 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- (エ) 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- (ア) 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- (イ) 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合で、町以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めた場合には、当該特例に基づき対応する。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業継続に関する事業者への要請等

町は、県と連携し、事業者へ従業員の健康管理の徹底と、職場での感染防止対策の実施を要請する。

② 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

③ 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町、双葉地方水道企業団は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

卷末資料 用語集

用語

解説

感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

新型インフルエンザ等

感染症法に規定される新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（病状が重篤で全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る）及び新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る）をいう。

特措法

新型インフルエンザ等対策特別措置法の略称。国民の生命等を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に制定された法律。

季節性インフルエンザ

インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

指定（地方）公共機関

特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

基本的対処方針

特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

医療計画

医療法第 30 条の 4 第 1 項に規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。

緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射線物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。なお、感染症法に基づく医療措置協定において、N95 マスク、サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の 5 物質の備蓄を推奨している。
緊急事態宣言	特措法第 32 条に規定される新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。

新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
特定新型インフルエンザ等対策	地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置のうち、新型インフルエンザ等のまん延防止のため特に必要があるものとして政令で定める措置。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的大規模かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
まん延防止等重点措置	特措法第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、特定の区域でまん延防止等を集中的に実施する必要がある事態において、都道府県が講じる措置。
特定接種	医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、国民の生命及び健康を保護するため緊急の必要があると認められるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法に基づき実施する予防接種のこと。

健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
EBPM	エビデンス（根拠）に基づき、政策の目的達成のため、データ等のエビデンスを可能な限り求め、政策の基本的な枠組みを明確にする取組。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
モメンタム	政策や活動を推進する勢いや機運のこと。新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて維持を図るもの。
ヘルスリテラシー	健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手し、理解し、活用する能力のこと。偽・誤情報対策の推進に必要とされる。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
複合災害	地震や台風などの自然災害と、感染症の流行が同時に発生する事態。

